

2014年3月吉日

取引先各位

松村物産株式会社

消費税率引き上げに対する弊社の取り扱いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。2014年4月1日の消費税率の引き上げに際して、弊社が発行します請求書の取扱いを下記の通りとさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新税率の適用時期について

◆ 石油製品・車輛・建設資材等の物品販売

弊社が商品を出荷した日	税率
2014年3月31日まで	5%
2014年4月1日以降	8%

◆ ガスの検針による販売

弊社が検針した日	税率
2014年4月30日まで	5%
2014年5月1日以降	8%

※ 但し、2014年4月1日より新規でご利用のお客様の税率は8%です。

◆ 請負工事等

契約締結日	引渡し完了日	税率
2013年9月30日まで	-	5%
2013年10月1日以降	2014年3月31日まで	5%
2013年10月1日以降	2014年4月1日以降	8%

◆ 保守メンテナンス

契約期間	税率
2014年3月31日まで	5%
2014年4月1日以降	8%

※ 旧税率でご契約いただいていたものでも、2014年4月1日以降は税率8%です。

※ 前払いにて既にお支払済みの契約は、2014年4月1日以降分の消費税差額分を別途請求させていただきます。

2. 単価訂正について

2014年4月1日以後に3月31日以前の単価訂正を行った場合	税率 5%
--------------------------------	-------

3. 商品の返品について

2014年3月31日以前に出荷した商品に対する4月1日以後の返品	税率 5%
----------------------------------	-------

4. 本件のお問合せ先： 松村物産本社 経理グループ（島崎、大谷） TEL076-263-6401（直通）

以上